

定例記者会見 平成31年2月7日(木) 11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育研究支援課 (電話059-229-3293)	教育研究支援課長 伊藤 雅子

平成31年4月から
三重弁護士会とのスクールサポート連携協定

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

平成31年4月から

三重弁護士会との スクールサポート連携協定



平成31年2月7日

これまでの三重弁護士会との連携

毎年4月、三重弁護士会 新任役員と津市長が意見交換

【
主
な
取
り
組
み
】

行政運営に必要な各種委員会等で
法的知識を有する「弁護士」が活躍

**三重弁護士会を通じて
委員就任を依頼**

●行政委員会

津市固定資産評価審査委員会

●審議会等

津市行政不服審査会 津市建築審査会

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり委員会

津市いじめ調査委員会 津市いじめ対策会議

一日合同相談

市民の皆さんが抱える様々な問題の解決に導けるよう年2回開催
法的な専門家として、三重弁護士会から弁護士2名が参加

法的な課題解決に向けて、更なる連携を確認

小中学校の現場での様々な課題について、弁護士に事務レベルでの支援・助言をいただいていた

教育委員会と三重弁護士会との連携体制の必要性を認識

背景

- 時代の変化による複雑化・多様化する児童生徒をめぐる課題の増加
- 子育て環境の変化や情報化社会への対応の必要性など

学校の現状

- いじめや不登校、特別な支援を要する児童生徒の増加
- 子どもの抱える課題の多様化・深刻化
- 保護者や地域からの訴えや要望が増加

学校(教師)だけの対応では
解決が困難な問題が増加

- ◆教員の多忙化
- ◆対応に追われる教員の疲弊
- ◆教材研究のための時間の減少

三重弁護士会との連携協定



早期解決へ

三重弁護士会

包括連携協定

教育委員会

4月初旬

【教職員対象】

- 課題対応に対する教員への指導・助言 ※法令に基づく対応
- 法的側面からの予防教育(講話等) ※学校現場におけるトラブルを判例を交えて指導

【教育委員会対象】

- 学校における相談体制の整備
- 教職員の対応力向上に向けた研修等の実施

専門的な助言
地域貢献

法的相談
効果的な連携

【学校現場の課題】

- 保護者からの要望等に、どう寄り添うか
- 学校内での子どもの事故への適切な対応が図れるか(授業、給食、休み時間、校外活動、部活動など)
- 児童虐待等の課題に対し、関係機関等と連携した対応が図れるか
- 地域とともにある学校として地域住民との良好な関係を構築できるか

法律の専門家である弁護士の知識や経験に基づいた指導・助言

- 難しい課題の早期解決・未然防止の取組
- 学校の相談体制の充実

① 早期解決、未然防止への取組

●法的側面からの予防教育(授業・講話等)

子ども・保護者対象

学校現場におけるトラブルの判例などを交えて指導、いじめ予防の授業等

教職員対象

トラブルに発展しないための学校の適切な対応等に係る教職員研修、校内研修

管理職対象

危機管理に関する法的研修

② 学校の相談体制の充実

●事例検討会やケース会議への参加

学校だけでは解決が困難な事案に対する適切な対応についての指導、助言

学校におけるコンプライアンスの実現とトラブルの予防

子どもの最善の利益

教員の精神的負担の軽減

恒常的な学校への支援・助言体制を構築

連携協定による新たな活動(年30回)

◆ 事例検討会・ケース会議等	年間20回	180,000円
◆ 法的側面からの予防教育 (児童生徒及び保護者対象の講話等)	年間 8回	72,000円
◆ 教職員及び管理職研修会	年間 2回	18,000円
	合計	27万円

平成31年度当初予算に
報償費として27万円を計上予定

定例記者会見 平成31年2月7日(木) 11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
スポーツ文化振興部 文化振興課 (電話059-229-3202)	文化振興課長 梅本 和嗣

白山総合文化センター しらさぎホール
サンヒルズ安濃 ハーモニーホール
～使用料の改正、予約期間の拡大、施設機能の拡充～

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

白山総合文化センター しらさぎホール サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

～使用料の改正、予約期間の拡大、施設機能の拡充～



平成31年2月7日

津市文化センター等整備運営方針

多くのホール機能を有する施設を持つ津市の優位性をいかし、さらなる文化芸術活動の振興を図るため**整備運営方針**を策定

ホールの位置づけを4つに整理

文化ホール

創造ホール

地域ホール

その他のホール

津リージョンプラザ お城ホール

白山総合文化センター しらさぎホール

久居アルスプラザ

劇場法を踏まえた
拠点施設

サンヒルズ安濃ハーモニーホール

多様な文化芸術活動
の創造拠点

津市文化センター等整備運営方針の具体化①

整備運営方針を踏まえた既存ホールの改修等

施設名	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度
津リージョンプラザ お城ホール	● 受変電設備、空調設備等の長寿命化に向けた改修 ● 天井改修			
白山総合文化センター しらさぎホール	● 音響設備、照明設備の機能向上 ● 天井改修			
サンヒルズ安濃 ハーモニーホール		● 舞台機構、空調設備の遠隔装置の改修 ● 天井改修		
久居アルスプラザ			● 本体工事 ● 西側駐車場等整備工事	
しらさぎホール	実施設計	改修工事		
ハーモニーホール		実施設計	改修工事	
改修工事は、2019年8月1日から2020年2月29日までを予定。				
お城ホール			実施設計	改修工事
久居アルスプラザ	実施設計	建設工事	建設工事	6月オープン

整備スケジュールを踏まえた施行日を2020年3月1日とする
しらさぎホールとハーモニーホールに係る条例及び規則の改正

津市文化センター等整備運営方針の具体化②

条例及び規則の改正内容

①文化・創造ホールにおける**施設使用料の均衡** ※条例改正

→ 使用料が安価な**津リージョンプラザを基準**に改正

②文化・創造ホールにおける**予約開始時期の統一** ※規則改正

→ **久居アルスプラザと同様に12月前に統一**

③創造ホールにおける**創造活動に係る利用環境の整備** ※条例改正

→ ホールを**練習利用する場合の料金**を設定、**施設機能を拡充**

条例改正に係る議案を平成31年第1回津市議会定例会に提出予定
※条例改正を踏まえ規則も改正

①文化・創造ホールにおける**施設使用料の均衡**

事例: 入場料を伴わず営利目的ではないイベントを開催するために、土曜日の13時から22時まで事前準備を行い、翌日曜日の9時から17時まで本番利用(撤収作業含む)する場合 ※冷暖房使用、ホールのみ使用

改正前使用料

土曜日 (13~22時) 42,500円
日曜日 (9~17時) 33,000円 **合計 75,500円**

【料金体系】
午前、午後、夜間の区分単位(注)

19,000円(25.2%)の減額

改正後使用料

土曜日 (13~22時) 25,500円
日曜日 (9~17時) 31,000円 **合計 56,500円**

【料金体系】
午前、午後、夜間の区分単位(注)

(注) 午前: 9時~12時、午後: 13時~17時、夜間: 18時~22時

白山総合文化センター しらさぎホール

①文化・創造ホールにおける施設使用料の均衡

設備器具使用料の均衡 ※文化ホール間で使用料等を統一化

改正前

名称	区分	使用料
ひな段けこみ(★)パネル	1枚	50円
ステージ階段	1台	200円
開き足(★)	1脚	100円
箱足(★)	1個	50円
長机	1台	100円
MDプレーヤー	1台	1,000円
CDプレーヤー	1台	1,000円

⋮

改正後

名称	区分	使用料
蹴込み	1式	500円
ステージ階段		無料
開き足		無料
箱足		無料
長机		無料
録音再生機器	1台	500円

⋮



(★) けこみ(蹴込み)：舞台セットの段差の垂直の部分の板
箱足：舞台セットの高さを調整するための木の箱

開き足：脚立のような形をした舞台セットの高さを調節するための道具

②文化・創造ホールにおける**予約開始時期の統一**

事例:2021年3月20日のホールの使用を予約する場合

改正前

2020年**9月1日**から予約可能

※使用しようとする日の属する月の**6月前**の月の初日から予約可能

さらに6月前から予約でき余裕をもった事業計画が可能

改正後

2020年**3月1日**から予約可能

※使用しようとする日の属する月の**12月前**の月の初日から予約可能

サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

①文化・創造ホールにおける**施設使用料の均衡**

事例: 18時から20時まで本番利用し、20時以降に撤収する場合

改正前

利用時間が9時から**21時まで**となっているため、**1時間で撤収作業**をしなければならない。

**文化ホールと同様な区分使用(注)を設定し
利用可能時間を22時まで延長**

改正後

利用時間が9時から**22時まで**となるため、**2時間で余裕を持って撤収作業**が可能。

(注)午前:9時~12時、午後:13時~17時、夜間:18時~22時の3つの区分に分けた使用

サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

①文化・創造ホールにおける**施設使用料の均衡**

事例: 入場料を伴わず営利目的ではないイベントを開催するために、土曜日の13時から21時まで事前準備を行い、翌日曜日の9時から17時まで本番利用(撤収作業含む)する場合 ※冷暖房使用、ホールのみ使用

改正前使用料

土曜日 (13~21時) 48,640円
日曜日 (9~17時) 48,640円 **合計 97,280円**

※事例における時間単価6,080円(うち土・日加算1,140円、空調費1,140円)

【料金体系】
1時間単位

40,780円(41.9%)の減額

改正後使用料

土曜日 (13~22時) 25,500円 ※区分利用により22時まで利用可能
日曜日 (9~17時) 31,000円 **合計 56,500円**

【料金体系】
午前、午後、夜間の区分単位(注)

(注) 午前:9時~12時、午後:13時~17時、夜間:18時~22時

②文化・創造ホールにおける**予約開始時期の統一**

事例:2021年3月20日のホールの使用を予約する場合

改正前

2020年**9月1日**から予約可能

※使用しようとする日の属する月の**6月前**の月の初日から予約可能

さらに6月前から予約でき余裕をもった事業計画が可能

改正後

2020年**3月1日**から予約可能

※使用しようとする日の属する月の**12月前**の月の初日から予約可能

サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

③創造ホールにおける創造活動に係る利用環境の整備

ホールを練習利用する場合の料金を設定

事例: 連続した利用の中で本番を行うためのリハーサルではなく、**日頃の練習の一環**や**作品の創作活動**として、日曜日の9時から17時までホールを利用する場合 ※冷暖房使用、ホールのみ使用

改正前使用料

日曜日（9～17時） 48,640円

※事例における時間単価6,080円(うち土・日加算1,140円、空調費1,140円)

【料金体系】
1時間単位

39,840円(81.9%)の減額

改正後使用料

日曜日（9～17時） 8,800円

※事例における時間単価1,100円(うち土・日加算なし、空調費500円)

【料金体系】
1時間単位

サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

③創造ホールにおける創造活動に係る利用環境の整備

安価な設備器具使用料の設定

※文化ホールの約3分の1。時間単位の使用（練習利用等）に対応する価格も設定

改正前

※1日・1回の料金。文化ホールにおける1区分の使用料と同額

名称	区分	使用料(※)
所作台(★)	1式	5,000円
指揮者台	1台	300円
めくり台	1台	100円
松羽目(★)	1式	2,000円

改正後

※午前、午後、夜間当たりの料金

名称	区分	使用料
所作台	1式(※)	1,670円
	1式・1時間当たり	560円
指揮者台	1台(※)	100円
	1台・1時間当たり	40円
めくり台	1台(※)	30円
	1台・1時間当たり	10円
松羽目	1式(※)	670円
	1式・1時間当たり	230円

(★) 所作台：日本舞踊や歌舞伎舞踊の時に使う台

松羽目：能舞台などの背景として大きな松を描いた大道具

サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

③創造ホールにおける創造活動に係る利用環境の整備

施設機能の拡充

※2019年8月～2020年2月に改修予定

拡充前

室名	用途
リハーサル室	リハーサル、レッスン等
展示ギャラリー	展示等
楽屋事務所	イベント打ち合わせ等
楽屋(1)	イベント控室
楽屋(2)	
楽屋(3)	
主催者控室	
エントランスホール	—

拡充後

室名	用途
ミュージックルームA	楽器練習、レッスン、リハーサル等
アートスペース	演劇、展示、リハーサル等
ミュージックルームB	バンド練習
和室	
カルチャールームA	会議、文化芸術活動、イベント控室等
カルチャールームB	
カルチャールームC	
エントランスホール	ミニコンサート等

文化芸術活動拠点機能のスパイラルアップ

津市の将来像

さらなる文化芸術活動の振興 ➡ 「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市」
の実現

文化ホール

文化芸術活動の活性化

- ・使いやすい料金設定による利用率の向上
- ・市内全域を対象とする劇場法を踏まえた施策の実施

創造ホール

創作活動の活性化

- ・作品の創作と練習が行える環境の確保
- ・文化ホールでの活動へとつなげる連携

施設の利用促進・文化芸術活動の活性化

施設使用料の均衡

創作活動に係る利用環境の整備